

## 事故調査部会設置規程

平成 24 年 10 月 3 日  
消費者安全調査委員会決定  
平成 28 年 10 月 3 日一部改正

### (総則)

第 1 条 消費者安全調査委員会令（平成 24 年政令第 249 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき設置する事故調査部会の設置、所掌事務及び審議対象の決定については、この規程の定めるところによる。

### (事故調査部会の設置)

第 2 条 消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）に、次の事故調査部会を置く。

- 一 製品等事故調査部会
- 二 サービス等事故調査部会

### (製品等事故調査部会の所掌事務)

第 3 条 製品等事故調査部会は、主として製品、食品及び施設に関する生命身体事故等について、次に掲げる事務を行う。

- 一 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 号に規定する事故等原因調査を行い、報告書の案を調査委員会に提出すること。
- 二 法第 16 条第 2 号に規定する他の行政機関等による調査等の結果の評価を行い、評価の案を調査委員会に提出すること。
- 三 法第 16 条第 3 号に規定する内閣総理大臣に対する勧告及び同条第 4 号に規定する内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対する意見の案を調査委員会に提出すること。
- 四 その他前各号に掲げる事務を行うために必要な事務

### (サービス等事故調査部会の所掌事務)

第 4 条 サービス等事故調査部会は、主として役務（製品及び施設の維持管理を含む。）に関する生命身体事故等について、次に掲げる事務を行う。

- 一 法第 16 条第 1 号に規定する事故等原因調査を行い、報告書の案を調査委員会に提出すること。

- 二 法第 16 条第 2 号に規定する他の行政機関等による調査等の結果の評価を行い、評価の案を調査委員会に提出すること。
- 三 法第 16 条第 3 号に規定する内閣総理大臣に対する勧告及び同条第 4 号に掲げる内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対する意見の案を調査委員会に提出すること。
- 四 その他前各号に掲げる事務を行うために必要な事務

(審議対象の決定)

第 5 条 調査委員会は、生命身体事故等について事故等原因調査等の対象として選定した場合には、当該生命身体事故等の性質等を踏まえ、第 2 条各号のいずれの事故調査部会においてそれぞれ前二条の事務を行うかを決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。